

## 認可保育所の入所選考に関する事例調査研究

山本 広志

地域教育文化学部

(平成26年10月1日受理)

認可保育所入所選考の事例調査を行うため、宮城県仙台市の平成26年度選考資料を公文書開示請求して分析した。申込倍率は1歳児で1.6倍に達していた。選考資料は各区の書式がばらばらで、非常に分かりにくい書式の区もあった。

保育に欠ける度合いを「指数」に数値化して、これを基本に選考が行われる。両親がフルタイム会社員の場合を想定して指数20点の児童が入所内定を得られなかった保育所の割合を分析したところ、1歳児では80%にも達した。指数20点の1歳児が第1希望の保育所に入所するのはかなり難しい。また、指数の低い児童が入所内定して、同じ保育所・年齢で指数の高い児童が内定を得られない逆転現象が多数あることが分かり、逆転現象のある比率は23%に達した。仙台市は「総合的に」判断するとしているが、判断の基準は明らかではない。

### § 1. 序

認可保育所入所を申し込んだのに人数超過で入れず、代替となる保育も受けられない児童が平成26年4月1日現在全国で21,371人いるとされ、<sup>1)</sup> 待機児童として社会問題になっている。<sup>2)</sup> 認可保育所を申し込まなかった場合や、認可保育所の入所を認められなかったために認可外を選んだ場合は人数に含まれておらず、認可保育所の実際の需要は公表されている待機児童数よりも遙かに大きいと考えられる。核家族化が進んだ結果、数多くの共働き世帯や1人親世帯にとって子供が保育所に入れるかどうかは重大な問題となっている。保育所不足は都市部で深刻な状況にあり、年々認可保育所を増設してはいるものの需要に追いつかず、全国の待機児童数は万単位の高水準が続いている。

児童福祉法は第二十四条冒頭で「市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」と市町村の義務を規定しながらも、続いて「ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならない。」と逃げ道も用意している。現実問題として保育に投入できる市町村の予算は限

られ、保育所不足が解消されないまま今日に至っている。

個々の保護者の立場では当然ながら、自分の子が保育所に入れるかどうか最大の関心事となる。認可保育所は市町村が一括して入所申込を受け付け、申込者が多い場合には市町村が入所児童を選別し決定する。この入所選考は公平性の観点から保育に欠ける状況を点数化して数値で判定する方法が一般的である。保育所不足が著しい地域では保育所に入るために積極的な活動をする保護者が少なく、「保活」という言葉まで生まれた。これだけ社会の関心を集めている認可保育所の入所選考であるが、意外なことに入所選考に関する調査研究は見当たらない。

## § 2. 研究目的および方法

### 2.1 目的

序で述べたように待機児童問題が大きな関心を集めているのにも関わらず、認可保育所の入所選考に関する調査や研究は見当たらない。そこで本研究は認可保育所入所選考の事例を調査して実態を明らかにすることを目的とする。

### 2.2 方法

調査対象地区として筆者が実情を知っている宮城県仙台市を選んだ。対象年齢は待機児童の8割以上を占める0～2歳児<sup>1)</sup>とした。仙台市情報公開条例に基づいて、平成26年度当初入所希望者の認可保育所入所一斉選考（1次選考）のために仙台市が作成した内部資料を公文書開示請求し、交付された写しを分析した。交付された写しは0～2歳児分だけで761ページに及んだ。

交付された写しは入所申込児童の住所氏名生年月日等が黒塗りになっており、本研究では個人情報を取り扱っていない。

## § 3. 結果及び検討

交付された選考資料の写しを最初に見た時に「分かりやすく記録されていない」という第一印象を受けた。仙台市には5つの区があるが、書式が区によってばらばらで統一されていない。(図1)特に若林区の書式では保育所ごとに第1希望の児童だけを列記しており、第2希望以下の希望児童との比較が非常に分かりにくい。また、全体的に不十分な記載や判読不能箇所が数多くある。さらに、個人情報以外の箇所も黒塗りが多く、判定の基礎となる総合指数が黒塗りになっている箇所も複数あった。担当の市職員によると「保護者が自分の子に関わる部分の公文書開示請求をした例はあるが、網羅的な開示請求は今回が初めて」とのことであった。このように不完全で難解な資料ではあるが、できる限り解読して分析を行った。

なお、各施設の名称は「保育所」「保育園」だけでなく、どちらでもないものもあってまちまちとなっている。本稿では児童福祉法の用語に従って全て「保育所」と呼ぶことにする。また、児童年齢は4月1日現在の満年齢を指す。例えば4月1日に満2歳であれば年度途中で3歳になった後も、当該年度中は2歳児と分類される。

平成26年度 認可保育所 入所申込受付名簿

申込番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

図 1(a) 選考資料 (青葉区)

平成26年度 認可保育所 入所申込受付名簿

申込番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

図 1(b) 選考資料 (宮城野区)

平成26年度 認可保育所 入所申込受付名簿

申込番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

図 1(c) 選考資料 (若林区)

平成26年度 認可保育所 入所申込受付名簿

申込番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

図 1(d) 選考資料 (太白区)

平成26年度 認可保育所 入所申込受付名簿

申込番号	氏名	性別	年齢	住所	電話番号	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41						
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						

図 1(e) 選考資料 (泉区)

表1 平成26年度当初に0～2歳児の募集を行った仙台市内認可保育所数

設置運営者	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
仙台市	11	8	6	12	8	45
社会福祉法人	15	15	8	12	12	62
学校法人	0	3	1	5	1	10
宗教法人	2	1	0	2	0	5
公益財団法人	0	0	0	1	0	1
株式会社	2	3	2	3	1	11
有限会社	1	0	0	0	0	1
個人	0	0	2	0	1	3
公設民営	1	0	0	0	1	2
計	32	30	19	35	24	140

さて、平成26年度当初に0～2歳児の募集を行った仙台市内の認可保育所は分園1を含めて140あった。(表1)分園は本園と別に選考が行われるため、入所選考上は独立した保育所と変わらない。設置運営者別に見ると、最も多いのは社会福祉法人で62だった。仙台市による公立保育所は民営化によって年々数を減らしているが、調査対象時点で分園1を含めて45あった。またこれとは別に、東日本大震災で建物被害を受けた当時の公立保育所が、新築を機に運営を社会福祉法人に委託している公設民営が2あった。株式会社は近年数を増やしていて、有限会社を含めて調査時点では12に増えていた。

これらの認可保育所への入所申込は、第1希望の保育所が所在する区の区役所が受け付ける。平成26年度当初の入所を希望する場合、申込書の受付締切は平成25年12月27日であった。そして入所選考は各区役所が行う。入所選考は仙台市の職員のみが担当し、外部の人間は関与しないとのことだった。複数の区で同じ職員が入所選考に関わることはなく、各区役所が別々に選考を行い、しかも市役所が統一の書式を示さなかったことから選考資料の書式が長年ばらばらになっていたと考えられる。しかも市役所の担当職員は、筆者が公文書開示請求をするまで各区役所の書式がばらばらであることすら知らなかった。

入所選考では保育に欠ける度合いを数値化して判定の基礎とする。<sup>3)</sup> 仙台市ではこの数値を「指数」と呼び、基準指数と調整指数の合計である総指数を算定する。基準指数は父親と母親それぞれについて保育に欠ける度合いが3～10点の範囲で点数化されていて、父親の値と母親の値を合算する。(表2) 例えば、日中の就労時間が7時間以上で週5日以上勤務する被雇用者は10点、4時間の週4日であれば5点などと定められている。日中の就労時間が4時間未満、あるいは週4日未満の場合は保育に欠けるとはみなされず認可保育所の入所資格が認められない。被雇用者以外についても、自営業、内職、出産、疾病、介護、災害、求職、通学など保育に欠ける理由それぞれについて点数が定められている。死亡や離婚等により親不在の場合は片親につき10点となる。例えば両親共にフルタイムの会社員であれば基準指数は10+10=20点となる。父親がフルタイム会社員の父子家庭でも、同じく基準指数は10+10=20点となる。

次に家庭状況等を反映させる目的で、調整指数を基準指数に加算する。(表3) 低所得

表2 基準指数<sup>3)</sup>

保 護 者 の 状 況		基準指数		
被 雇 用 者	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が7時間以上	10	
		日中の就労時間が6時間以上	9	
		日中の就労時間が5時間以上	8	
		日中の就労時間が4時間以上	7	
	週 4 日 就 労 (不規則の場合は月19日以下)	日中の就労時間が7時間以上	8	
		日中の就労時間が6時間以上	7	
		日中の就労時間が5時間以上	6	
		日中の就労時間が4時間以上	5	
自 営 業	事 業 主	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が7時間以上	9
			日中の就労時間が6時間以上	8
			日中の就労時間が5時間以上	7
			日中の就労時間が4時間以上	6
		週 4 日 就 労 (不規則の場合は月19日以下)	日中の就労時間が7時間以上	7
			日中の就労時間が6時間以上	6
			日中の就労時間が5時間以上	5
			日中の就労時間が4時間以上	4
	専 従 者 <sup>*注1</sup>	週 5 日 以 上 就 労 (不規則の場合は月20日以上)	日中の就労時間が7時間以上	8
			日中の就労時間が6時間以上	7
			日中の就労時間が5時間以上	6
		週 4 日 就 労 (不規則の場合は月19日以下)	日中の就労時間が7時間以上	6
			日中の就労時間が6時間以上	5
			日中の就労時間が4時間以上	4
加 点 <sup>*注2</sup>	常時危険物(大型機械・劇薬・火気・刃物等)を取り扱うなど、就労形態上、就労時間中の保育ができない場合	2		
	事業所が居宅と同じ敷地内または隣接地でない場所にある場合(外勤等も含む)	1		
内 職 (平均月収が5万円を超える場合は、自営業の専従者の項目を適用します)		4		
出 産 (出産予定日の前後各2か月以内)		8		

世帯が+2または+4点、祖父母の協力が-1点、ひとり親が+3点、兄弟姉妹の入所が+2点などと定められている。こうして入所申込児童一人一人について総指数が求められる。例えば両親共にフルタイム会社員の核家族で調整指数に該当しなければ総指数は10+10=20点となる。両親共にフルタイム会社員の核家族で兄弟姉妹が入所済または兄弟姉妹同時申込の場合であれば総指数は10+10+2=22点となる。父親が自宅療養中(一般療養)の父子家庭で低所得で兄弟姉妹が入所済または兄弟同時申込であれば総指数は6+10+2(または4)+3+2で、23点または25点となる。

入手した選考資料には、各保育所ごとに申込児童の一覧が記載されている。若林区以外の4区では当該保育所を希望した全ての児童が総指数順に並べられている。しかし若林区では前述した通り、第1希望として当該保育所を希望した児童のみしか記載されていない

表2 続き

保 護 者 の 状 況			基準指数
疾 病 等	入 院	1 か月以上	10
		2 週間を超え, 1 か月未満	8
	通 院	週 4 日以上	6
		自 宅 療 養	常時伏臥, 感染症等
	上記以外で日常生活に著しく支障があり, 他者の介助が必要な場合		8
	一般療養 (運動, 外出等が制限されているが, 身の回りのことは自分でできる場合)		6
	障 害	介護を要する (概ね 1, 2 級または A 判定程度)	10
		保育に支障がある (概ね 3 級または B 判定程度)	7
上記以外で必要と思われるもの (4 級以下)		4	
通院, 施設通所, 入院の付添い	週 5 日 以上	日中の所要時間が 7 時間以上	10
		日中の所要時間が 4 時間以上	7
	週 4 日	日中の所要時間が 7 時間以上	8
		日中の所要時間が 4 時間以上	5
自 宅 介 護	重度の介護を要する (要介護認定区分における要介護 4 程度以上)		10
	中程度の介護を要する (要介護認定区分における要介護 3 程度)		8
	軽度の介護を要する (要介護認定区分における要介護 2 程度)		6
災害等 (火災等による家屋の損傷, その他災害復旧のため保育ができない場合)			10
求職中			3
学 校, 職 業 訓 練 学 校 等 へ の 通 学	週 4 日以上かつ日中の就学時間が 7 時間以上		8
	週 4 日以上かつ日中の就学時間が 6 時間以上		7
	週 4 日以上かつ日中の就学時間が 5 時間以上		6
	週 4 日以上かつ日中の就学時間が 4 時間以上		5
親不在 (死亡, 離婚, 単身赴任, 行方不明, 拘禁等)			10
その他 (上記各項目に類する状況と認められる場合)			3~10

※ 就労時間等が不規則な場合は, その平均とします。

\*注 1: 父母が同じ自営業の場合は, 1 人を専従者とみなします。

\*注 2: 自営業者の就労形態等により加算します。ただし, 加算後の指数は, 被雇用者の就労日数及び就労時間に対する基準指数を限度とします。

上に, 順序が総指数順ではなく, 非常に分かりにくい。入所選考は, 第 1 希望として申し込んだ児童に優先権がある訳ではなく, 第 2 希望以下で申し込んだ児童についても同時に選考対象としなければならない。

入手した仙台市の選考資料からまずは受入枠と入所内定した人数を求めた。(表 4) 選考資料には判読不能や黒塗りで人数不明の部分があり, そこは他の部分から推測して補った。そのため人数に誤差が生じている可能性があるが, 大きく異なることはない。さらに, 申込児童数から倍率も求めた。(表 5) 申込倍率は 0~2 歳児の全体で 1.3 倍, 年齢別では 0 歳児が 1.1 倍, 1 歳児が 1.6 倍, 2 歳児が 1.2 倍だった。受入枠は 0 歳児が最も多く年齢が上がると連れて減るのに対し, 申込児童数は 1 歳児が最も多い。その結果 1 歳児の倍率が最も高くなり申込児童の 1/3 以上が入所できなかったことになる。一度入所できれば小学校入学まで継続して通えることから新たに保育所に入るのが困難な 1 歳児より前に 0 歳

表3 調整指数<sup>3)</sup>

児童の家庭の状況等	調整指数
低所得世帯（世帯の合計所得が、基準額 <sup>*注3</sup> 以下である場合）	2または4
保育に欠ける児童と同居している65歳未満の祖父母が保育に協力可能な場合	-1
ひとり親（母子家庭、父子家庭、またはそれに類する場合）	3
兄弟姉妹の入所 <sup>*注4</sup> （入所希望日時点において兄弟姉妹が保育所に入所中または同時の申し込みの場合）	2
障害児（入所申込児童が、集団保育が可能とされた障害児である場合）	3
育児休業取得のため退所した児童の再申込 <sup>*注4</sup>	3
主たる生計維持者である保護者 <sup>*注5</sup> が、倒産、リストラ等の理由により日々求職活動をしている場合・（事由発生日から6か月以内）	2
その他特別な事情により、減算・加算調整が必要と認められる場合	-4～4

\*注3：世帯の人数等により基準額は異なります。詳しくはお問い合わせください。

\*注4：「兄弟姉妹の入所」と「育児休業取得のために退所した児童の再申込」の重複適用はできません。

\*注5：ひとり親世帯の保護者または一方の保護者が被扶養者（控除対象配偶者等）である世帯における他方の保護者。

表4 受入枠と入所内定人数

年齢	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
0歳児	330/316	291/265	150/145	289/283	200/189	1,260/1,198
1歳児	215/215	220/207	103/107	277/272	175/175	990/976
2歳児	84/81	97/89	49/54	164/132	112/92	506/448
計	629/612	608/561	302/306	730/687	487/456	2,756/2,622

「/」の左側が受入枠、右側が入所内定人数

のうちから保育所に入れるという話を耳にすることがあるが、その必要性が数字で裏付けられた。

一般には受入枠より多く希望があれば内定者を受入枠まで絞り、希望が少なければ受入枠に空きがでるため、受入枠よりも内定者が少ないのが普通である。しかし若林区に限っては、当初の受入枠よりも多く内定を出している事例が複数あった。どうも区によって選考の方法に違いがあるように思われる。

なお、年度当初入所のための一斉選考（1次選考）で受入枠に空きが残っても、それが実際に4月1日の空きになるとは限らない。一斉選考の締切日以降の申込分や、内定を得られなかった児童が空きのある保育所にまわる分のため、ほとんどの空きは4月1日までに埋まってしまう。単純に数字上は定員に空きがあるように見える場合でも、それは3～5歳児の空きであって0～2歳児は空きがなく入所待ちが生じていることが多い。平成26年4月1日現在の認可保育所入所待ち児童数は仙台市全体で0歳児が221名、1歳児が524名、2歳児が176名、0～2歳児の合計が921名、5歳児までの総計が1,083名と公表されている。<sup>4)</sup> 認可保育所の入所待ち児童数1,083名に対して、仙台市が公表した待機児童数は同じ平成26年4月1日現在で5歳児までの総計が570名<sup>5)</sup>となっている。このような差が

表5 申込倍率

年 齢	区	受入枠	申込児童数*	倍 率
0 歳児	青 葉 区	330	373	1.1
	宮 城 野 区	291	316	1.1
	若 林 区	150	181	1.2
	太 白 区	289	325	1.1
	泉 区	200	244	1.2
	計	1,260	1,439	1.1
1 歳児	青 葉 区	215	355	1.7
	宮 城 野 区	220	330	1.5
	若 林 区	103	216	2.1
	太 白 区	277	351	1.3
	泉 区	175	294	1.7
	計	990	1,546	1.6
2 歳児	青 葉 区	84	122	1.5
	宮 城 野 区	97	128	1.3
	若 林 区	49	85	1.7
	太 白 区	164	149	0.9
	泉 区	112	119	1.1
	計	506	603	1.2
総 計		2,756	3,588	1.3

※ 申込児童数は、第1希望の保育所がある区ごとに集計

表6 総指数20点以上で内定を得られなかった児童のいた保育所

年齢	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉 区	計
0 歳児	27(84%)	16(53%)	11(58%)	17(49%)	19(79%)	90(64%)
1 歳児	27(84%)	23(77%)	17(89%)	25(71%)	20(83%)	112(80%)
2 歳児	20(63%)	20(67%)	11(58%)	12(34%)	13(54%)	76(54%)

生じるのは、認可保育所の入所待ち児童数から認可外保育施設を利用した児童等を除外して待機児童数を算定公表しているためである。ところがこの算定方法は全国で統一されておらず、それぞれの市町村が独自に定めている。<sup>6)</sup> ある市町村の待機児童が数字上多くても、他の市町村の算定方法で算出し直すと数値が大きく減ることもある。従って異なる市町村の待機児童数を比較したり合算したりすることには慎重でなければならない。

さて申込倍率は前述した通りだが、実際の入所難易度がどの程度であったのかを知る手掛かりとして入手した選考資料から総指数を分析した。総指数の説明で前述した、両親ともフルタイム会社員が該当する20点が目安になる。そこで総指数20点以上の児童が1名以上入所できなかった保育所の数と割合をまとめた。(表6) 結果はかなり深刻で、1歳児の場合は仙台市全体の80%の保育所で総指数が20点以上あるのに希望しながら入所内定を

得られない児童がいた。青葉区・若林区・泉区の3区は80%を超え、最高は若林区の89%だった。20点で第1希望の保育所に入所するのはかなり難しい。0歳児と2歳児はまだ割合が低いですが、それでも50%以上に達した。

入所申込書は第5希望以下多数の希望保育所を記入できる書式になっていて、実際にその必要性があるということが分かった。しかし仙台市は人のあまり住んでいない山岳地帯を除いても東西約20kmあり、交通事情によって片道1時間は掛かる。どこの保育所でも良いという訳には行かない。特に自動車を持っていない世帯にとって近隣の保育所に入所できないことは死活問題となる。

総指数の分析過程で、総指数の高い児童が入所内定を得られなかったのに、総指数の低い児童が同じ保育所同じ年齢の内定を得たという逆転現象が多数認められた。0歳児は41の保育所で、1歳児は36の保育所で、2歳児は21の保育所で逆転現象があり、全140保育所に対する割合は平均で23%に達した。

この点について仙台市は「選考にあたっては、入所優先順に関する基準指数と家庭の状況等に関する調整指数との合計指数を基本とし、保育に欠ける程度を総合的に審査、判定しています。」と記載している。<sup>3)</sup> 即ち「総合的に」という表現で、必ずしも指数順ではないということを示唆している。では指数以外の判断基準は何なのか。交付された選考資料の写しは、指数以外の判断材料となり得る世帯所得、家庭状況、保育状況、備考欄等がことごとく黒塗りされていて読み取ることができない。客観的な基準が不明であり、市職員のさじ加減に任されている可能性もある。現状では、市職員の情実に左右されない公平公正な選考が行われていることを検証できない。なお、仙台市は黒塗りの理由として個人情報に該当するためと主張している。もちろん申込者の住所氏名生年月日を公開しないことは当然と言える。しかし住所氏名生年月日や個人番号を黒塗りすれば、世帯所得を公開しても個人を特定することはできない。家庭状況等も、個人を特定できない範囲で大部分を公開できるのではないか。公平公正な選考を検証できるように公開することが市民への説明責任を果たすことになる。

指数以外の判断基準を推測する手掛かりとして、交付された選考資料761ページのうちの1ページに興味深い記述があった。他の全ページは世帯所得が完全に黒塗りされているが、この1ページのみは黒塗りが不完全で世帯所得の100万の位から左側が読み取れる。当該部分の保育所・年齢で入所内定した児童の総指数は最低が20点だった。同じ保育所・年齢で、総指数22点の児童が内定を得られず、逆転現象が認められる。内定を得られなかった児童の世帯所得は1千万円あり、世帯所得が読み取れた範囲内で最も高所得だった。備考欄と保育状況欄が黒塗りされているため確実とは言えないが、22点の児童は高所得が理由で内定から外された可能性がある。20点で内定した児童は5名おり、5名全員に特別優先すべき事情があった確率は低い。両親が共働きで所得がそれぞれ500万円ずつだったとしたら、保育所に入れなかった場合にどちらかが退職せざるを得なくなり世帯所得が半減してしまう可能性もある。

分析の過程で気付いた別の事例として、2歳児で総指数が26点もありながら内定を得られなかった児童がいた。申込書に保育所を第2希望までしか記載しておらず、両保育所とも2歳児の受入枠がゼロだったため自動的に内定不可となった。なぜこのようなことが起こるかということ、仙台市が募集時に個々の保育所の年齢別受入枠を公表していないことに

原因がある。受入枠は下の年齢から継続して通う児童数と、定員との兼ね合いで決まる。転居等によって継続して通う児童数に変動が生じるにせよ、何らかの形で募集時に受入枠を周知する必要があるのではないか。

平成26年4月1日現在の住民基本台帳に基づく仙台市の0～5歳人口は55,280名だった。<sup>7)</sup> これに対して同じく平成26年4月1日現在で仙台市の認可保育所入所児童数は13,994名となっている。<sup>4)</sup> 比率を求めると、認可保育所入所児童数は同年齢人口の25%に過ぎない。仙台市に限ったことではない<sup>8)</sup>が認可保育所はまだ不足している。

#### § 4. まとめ

仙台市が平成26年度当初の認可保育所入所一斉選考のために作成した内部資料を公文書開示請求し、0～2歳児について分析した結果、次のことが分かった。

- (1) 書式が各区ごとにばらばらで統一されておらず、中でも若林区の書式は非常に分かりにくかった。全体を通じて判読不能箇所や不十分な記載が多数あった。
- (2) 申込倍率は0歳児が1.1倍、1歳児が1.6倍、2歳児が1.2倍で、1歳児の倍率が最も高かった。0～2歳児全体では1.3倍だった。
- (3) 保育に欠ける度合いを数値化した指数は、両親ともフルタイム会社員の場合で20点となる。そこでこれを基準として20点以上の総指数がありながら入所内定が得られなかった児童のいる保育所の割合を年齢別に分析した結果、1歳児では80%にも達した。20点で第1希望の保育所へ入所することはかなり困難と言える。0歳児と2歳児の場合は1歳児より低いですが、それでも50%以上に達した。
- (4) 指数の低い児童が入所内定して、同じ保育所・年齢で指数の高い児童が内定を得られない逆転現象が多数あることが分かった。逆転現象のある比率は23%に達した。仙台市は「総合的に」判断するとしているが、判断の基準は明らかではない。
- (5) 保育所別年齢別の受け入れ枠が募集時に公表されないため、希望した保育所の受け入れ枠が全てゼロで内定を得られない事例があった。

#### 謝 辞

有益な助言をしてくれた保育所現場関係者の皆様に感謝する。また、英文題名および英文要旨についての山口常夫教授の有益な助言に感謝する。本研究は筆者の私費および山形大学教育研究基盤校費によって行われた。

#### 文 献

- 1) 厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ（平成26年4月1日）」平成26年9月12日報道発表（2014）.
- 2) 汐見稔幸「保育所入所基準と待機児童問題」社会福祉研究（120），126－134（2014）.
- 3) 仙台市「平成26年度保育所入所案内」（2013）.
- 4) 仙台市「保育所入所状況一覧（平成26年4月）」平成26年4月22日発表（2014）.

- 5) 「仙台市の待機児童、2年連続で増加 震災後の人口流入が影響」河北新報 平成26年4月22日 (2014).
- 6) 「「待機児童」定義ばらつき 算入・除外自治体次第」東京新聞 平成25年4月26日朝刊 (2013).
- 7) 仙台市「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口 平成26年4月1日現在」(2014).
- 8) 大都市統計協議会『大都市比較統計年表 平成24年』(2014).

## Summary

### YAMAMOTO Hiroshi : A case study of the entry selection for licensed nursery schools

The entry selection for licensed nursery schools in Sendai city was studied and analyzed as a case study. The application ratio for the one-year-old was 1.6. And the documents for the selection among the wards vary to a large degree, thus being inconsistent. Some of them were even very puzzling.

The selection was based on the index number of each child that reflected the degree of daycare necessity. The unaccepted children at an index number 20 with full-time parents were studied as an example. 80% of one-year-old children resulted quite difficult to enter their first choice school. There also found a reversal phenomenon in which children at low index numbers were accepted, while those at higher numbers failed. Sendai city government's reaction was it's all synthetic judgement. Nevertheless, the evaluation criteria were not made clear.